

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年8月13日(2009.8.13)

【公開番号】特開2008-11903(P2008-11903A)

【公開日】平成20年1月24日(2008.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-003

【出願番号】特願2006-183210(P2006-183210)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 1 A

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月1日(2009.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤にフレーム部材を備え、該フレーム部材の内側部位に表示装置を配置し、前記表示装置の手前下にステージを設け、該ステージに、前記表示装置側の奥面に入球可能な入球口を臨ませ、該入球口を遊技機前面側のステージ下部排球口に連通させるワープ通路を設けてある遊技機において、

前記入球口とステージ下部排球口との間のワープ通路の一部を、前記フレーム部材の前記入球口とステージ下部排球口の接続部分に対して着脱自在のワープ通路切替部材でもってフレーム部材とは別体構成としたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

遊技盤にフレーム部材を備え、該フレーム部材の内側部位に表示装置を配置し、前記表示装置の手前下にステージを設け、該ステージに、前記表示装置側の奥面に入球可能な入球口を臨ませ、該入球口と前記遊技盤前面側に開口するステージ下部排球口とを連通させる通路であつて前記遊技盤裏面側の通路とは分断されたワープ通路を設けてある遊技機において、

前記入球口とステージ下部排球口との間のワープ通路の一部を前記フレーム部材とは別体構成とし、前記ワープ通路を、前記遊技盤裏面側の通路と連通されると共に前記入球口に入球した遊技球が前記ステージ下部排球口から排球されることなく前記遊技盤裏面側の通路に導かれる形態に変更できるようにしたことを特徴とする遊技機。

【請求項3】

遊技盤にフレーム部材を備え、該フレーム部材の内側部位に表示装置を配置し、前記表示装置の手前下にステージを設け、該ステージに、前記表示装置側の奥面に入球可能な入球口を臨ませ、該入球口を遊技機前面側のステージ下部排球口に連通させるワープ通路を設けてある遊技機において、

前記入球口とステージ下部排球口との間のワープ通路の一部を、前記フレーム部材の前記入球口とステージ下部排球口の接続部分に対して着脱自在の、入賞センサを備えた入賞センサ通路切替部材でもってフレーム部材とは別体構成としたことを特徴とする遊技機。

【請求項4】

前記フレーム部材には、前記ワープ通路切替部材と入賞センサ通路切替部材に共用の取り付け部と、前記ワープ通路切替部材を取り付けるためのワープ用取付部材と前記入賞セ

ンサ通路切替部材を取り付けるための入賞用取付部材に共用の取り付け部とが設けられ、前記ワープ通路切替部材又は入賞センサ通路切替部材及びワープ用取付部材又は入賞用取付部材、をフレーム部材の一部に対してネジ止めにより着脱自在に装着できるように構成してあることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれかに記載の遊技機。

**【請求項5】**

前記ワープ用取付部材にワープ通路切替部材用発光基板が設けられ、前記ワープ通路切替部材の裏面側の所定位置には突部が遊技機裏面側に向けて突出され、前記ワープ通路切替部材用発光基板には前記突部を貫通させる開口が形成され、且つ、前記ワープ用取付部材の所定位置には、前記突部を嵌入させる筒部が設けられていることを特徴とする請求項4に記載の遊技機。

**【請求項6】**

前記入賞用取付部材に入賞センサ通路切替部材用発光基板が設けられ、前記入賞センサ通路切替部材の裏面側の所定位置には突部が遊技機裏面側に向けて突出され、前記入賞センサ通路切替部材用発光基板には前記突部を貫通させる開口が形成され、且つ、前記入賞用取付部材の所定位置には、前記突部を嵌入させる筒部が設けられていることを特徴とする請求項4に記載の遊技機。